○東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則

平成１９年６月２８日
細則第３号

改正　平20細６，平21細３，平21細９，平22細11，平22細2，平22細17，
平23細１，平23細12，平25細２

（趣旨）

第１条　この細則は，東京工業大学学術国際情報センター計算機システム運用規程（平成19年規程第８号）第５条の規定に基づき，東京工業大学学術国際情報センター（以下「センター」という。）の計算機システムの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において「センター長」とは，学術国際情報センター長をいう。

２　この細則において「計算機システム」とは，センターが管理するスーパーコンピュータシステム及び教育用電子計算機システムをいう。

（利用目的）

第３条　計算機システムは，次に掲げる目的に利用することができる。

一　学術研究等に関すること。

二　情報処理教育等に関すること。

三　事務処理に関すること。

四　共同利用に関すること。

五　社会貢献に関すること。

六　その他センター長が必要と認める業務に関すること。

（利用資格）

第４条　計算機システムを前条第１号の目的に利用することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一　東工大ＩＣカード（職員証及び学生証に限る。）が交付されている者

二　東京工業大学（以下「本学」という。）との間に計算機システム利用に関する大学間協定を締結している国内の大学の教員及び学生等

三　本学教員と科学研究費補助金その他の公的競争的資金制度による公式な共同研究関係にある研究グループの構成員

四　本学と共同研究契約を締結し，センター共同利用専門委員会で承認された者

五　本学と国際交流協定に基づく国際共同研究契約を締結し，センターグローバル情報資源活用協働専門委員会で承認された者

六　センター共同利用専門委員会で承認された者
七　その他センター長が認めた者
２　計算機システムを前条第２号の目的に利用することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
一　東工大ＩＣカード（学生証に限る。）が交付されている者
二　本学の授業を担当する教員（特定有期雇用教員，客員講座等講師及び非常勤講師等を含む。）及びティーチング・アシスタント
三　その他センター長が認めた者
３　計算機システムを前条第３号の目的に利用することができる者は，本学の事務局の所掌とされている事務処理のために利用する者とする。
４　計算機システムを前条第４号の目的に利用することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
一　「先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業」制度に基づき，センター共同利用専門委員会で承認された者
二　センター共同利用専門委員会で承認された者
三　その他センター長が共同利用のための利用と認めた者
５　計算機システムを前条第５号の目的に利用することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
一　センター共同利用専門委員会で承認された者
二　その他センター長が認めた者
（利用時間等）
第５条　計算機システムに係る本学施設の利用時間は，センター長が別に定める。
２　前項の規定にかかわらず，計算機システム若しくはその周辺機器等に障害が発生した場合又は保守作業を行う場合は，利用を中止し，又は停止することがある。
（利用申請）
第６条　計算機システムを利用しようとする者は，所定の利用申請手続きにより，センター長の承認を得なければならない。
（アカウントの付与）
第７条　センター長は，前条による申請に基づき利用を承認したときは，アカウントを付与する。
（アカウント有効期間）
第８条　前条のアカウントの有効期間は，次の各号に掲げる利用者の区分に応じ，当該各号に定める期間とする。
一　第４条第１項第１号及び第２項第１号に定める利用者　東工大ＩＣカードの有効期間
二　前号以外の利用者　利用申請に基づきセンター長が認めた期間

２　アカウントの有効期間が満了し，引き続き計算機システムの利用を希望するときは，第６条の規定に準じ所定の利用申請手続きにより，センター長の承認を得なければならない。

（利用者の遵守事項）

第９条　利用者は，計算機システムの利用に当たって，国立大学法人東京工業大学情報倫理規則（平成17年規則第31号），国立大学法人東京工業大学情報セキュリティ規則（平成17年規則第32号），国立大学法人東京工業大学情報セキュリティポリシー（平成17年４月８日決定）その他学内関係規定等を遵守しなければならない。

２　利用者は，第６条に定める利用申請の内容以外にアカウントを使用し，又は第三者に使用させてはならない。

３　利用者は，アカウントの有効期間中に利用申請の内容に変更があったときは，速やかに所定の手続きにより，センター長の承認を得なければならない。

４　利用者は，アカウントの有効期間中に利用を中止しようとするときは，速やかに所定の手続きにより，センター長に届け出なければならない。

（利用の停止等の措置）

第１０条　センター長は，利用者がこの細則に違反し，又は計算機システムの管理若しくは運用に重大な支障を生じさせたときは，当該利用者に対し一定期間計算機システムの利用を停止し，又は利用の承認を取り消すことができる。

（報告書等の提出）

第１１条　センター長は，必要に応じて利用者に計算機システム利用に係る事項について報告を求めることができるものとする。

（利用者の協力等）

第１２条　利用者は，計算機システムの運用に関し行うセンター長の要請に協力するものとする。

２　利用者は，計算機システムを利用して得た研究成果を学術論文等により公表するときは，可能な範囲で計算機システムを利用した旨を明記するものとする。

（利用課金）

第１３条　利用者のうち，スーパーコンピュータシステムの有料サービスの利用を希望する者は，別表に定める利用課金を支払うものとする。ただし，第４条第２項及び第３項に規定する者が利用する場合並びにセンター長が特に認めた場合は，利用課金を減額又は免除することができる。

２　一度納付した利用課金は，返還しないものとする。ただし，本学の責により利用を中止し，又は停止したときは，この限りでない。

（損害賠償）

第１４条　利用者は，センター並びに計算機システムの施設及び備品等を汚損，損傷若しくは減失し，又はこの細則及び許可条件に違反したことにより本学に損害を与えた

ときは，これを賠償しなければならない。

（事務）

第１５条　計算機システムの利用に関する事務は，研究推進部情報基盤課において処理する。

（雑則）

第１６条　この細則に定めるもののほか，計算機システムの利用に関し必要な事項は，センター長が別に定める。

附　則

この細則は，平成19年７月１日から施行する。

附　則（平20．７．18細６）

この細則は，平成20年７月18日から施行し，改正後の東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則の規定は，平成20年７月１日から適用する。ただし，改正後の第４条第４号及び第５号の規定は，平成20年４月１日から適用する。

附　則（平21．３．19細３）

この細則は，平成21年４月１日から施行する。

附　則（平21．６．19細９）

この細則は，平成21年７月１日から施行する。

附　則（平22．７．１細11）

この細則は，平成22年７月１日から施行する。

附　則（平22．９．21細12）

この細則は，平成22年10月１日から施行する。

附　則（平22．11．４細17）

この細則は，平成22年11月４日から施行し，改正後の東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則の規定は，平成22年11月１日から適用する。

附　則（平23．２．10細１）

この細則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則（平23．７．21細12）

この細則は，平成23年８月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成26年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成26年８月１5日から施行する。

別表（第 13 条関係）スーパーコンピュータ利用課金表

<table>
<tr><td rowspan="2">利用資格(第４条関係)</td><td>定額利用オプション※1</td><td colspan="2">従量利用オプション※2／グループディスク※3</td></tr>
<tr><td>１ユニット当りの課金単価</td><td>１口当りの課金単価</td><td>１口当りの TSUBAME ポイント</td></tr>
<tr><td>第４条第１項第１号</td><td rowspan="3">6,000 円</td><td rowspan="3">6,000 円</td><td rowspan="3">600</td></tr>
<tr><td>第４条第１項第２号</td></tr>
<tr><td>第４条第１項第５号</td></tr>
<tr><td>第４条第１項第３号</td><td>24,000 円</td><td rowspan="2">24,000 円</td><td rowspan="2">600</td></tr>
<tr><td>第４条第１項第４号</td><td rowspan="7">利用不可</td></tr>
<tr><td>第４条第１項第６号</td><td rowspan="4">120,000 円
（税別）</td><td rowspan="4">3,000</td></tr>
<tr><td>第４条第１項第７号</td></tr>
<tr><td>第４条第４項（成果公開）</td></tr>
<tr><td>第４条第５項（成果公開）</td></tr>
<tr><td>第４条第４項（成果非公開）</td><td rowspan="2">480,000 円
（税別）</td><td rowspan="2">3,000</td></tr>
<tr><td>第４条第５項（成果非公開）</td></tr>
</table>

ユニット／ポイントの有効期限	定額利用オプション	従量利用オプション	グループディスク
	ユニットが割り当てられている月内有効	年度内有効	指定月内有効

※１　定額利用オプション

下記の計算式によるジョブの使用量の合計が，購入しているユニット数を超えない範囲でジョブの同時実行を可能とする。（ユニットが割り当てられている月内であれば何度でも実行可能）

月の途中で利用開始した場合でも日割りの課金とはならない。

$$\text{ジョブの使用量} = \frac{\text{利用 CPU コア(スレッド)数} \times \text{係数１} \times \text{係数２} \times \text{係数３}}{64}$$

※２　従量利用オプション

下記の計算式によるジョブ毎の使用ポイント及びグループディスクの使用ポイントの累計が，購入している TSUBAME ポイントに達するまで利用可能とする。

ジョブ毎の使用ポイント(実際の walltime ≦ 300 秒の場合)

$$= \frac{\text{利用ノード数} \times \text{実際の walltime(秒)} \times \text{係数１} \times \text{係数２} \times \text{係数３}}{3{,}600\text{ 秒}}$$

ジョブ毎の使用ポイント(実際の walltime＞300 秒の場合)

$$= \frac{\text{利用ノード数} \times (0.7 \times \text{実際の walltime(秒)} + 0.1 \times \text{指定した walltime(秒)}) \times \text{係数１} \times \text{係数２} \times \text{係数３}}{3{,}600\ \text{秒}}$$

※３　グループディスク

１TB/月当り　30 TSUBAME ポイント

利用可能枠(クオータ)を１TB 単位かつ月単位で TSUBAME ポイントで購入する。月の途中で利用開始した場合でも日割りの課金とはならない。

※４　係数表

バッチキュー	係数１：バッチキュー毎の係数	係数２：優先度			係数３：実行可能時間の指定(注)			
		標準(default)	中	高	≧１時間(default)	１時間＜≧1 日	１日＜≧2 日	２日＜≧4 日
(定額利用オプション)								
V	1.00	1.00	2.00	4.00	1.00	1.00	2.00	4.00
Vw	1.00	1.00	2.00	4.00	1.00	1.00	2.00	4.00
Sw	1.00	1.00	2.00	4.00	1.00	1.00	2.00	4.00
(従量利用オプション)								
S	1.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
S96	1.20	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L128	2.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L128F	2.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L256	4.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L512	8.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
G	0.50	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
X	1.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
U	0.70	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
H	１スロット※5 １ノード当り 30 TSUBAME ポイント 早期予約(8～14 日前)は１スロット１ノード当り 60 TSUBAME ポイント ただし，利用資格が第４条第４項第１号に該当する利用者は，予約時期に関わらず一律で，１スロット１ノード当り 60 TSUBAME ポイント							

(注)実際の利用時間に係わらず，指定した利用可能時間によって係数が掛かります。

※５　スロット

予約期間の最小単位。１スロットは朝10:00〜翌日の朝9:00までの23時間。